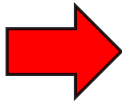


お知らせ



豊田市駒場町～神田町 区間
における路線番号の変更について

日頃より道路事業に対するご理解とご協力を頂き、誠にありがとうございます。
平成27年4月から、豊田市駒場町～神田町区間の国道155号が、国道419号と
なります。愛知県が道路管理者となりますので、よろしくお願ひします。

移管年月日：平成27年4月1日

**移管区間：国道155号 豊田市駒場町～豊田市神田町
(駒場町向金交差点～西町4丁目交差点)**



・問い合わせ先 豊田加茂建設事務所 維持管理課 TEL 0565-35-1311
(平成27年4月1日から) FAX 0565-35-1648

■ 国土交通省 中部地方整備局 名古屋国道事務所 管理第一課 TEL 052-853-7324
(平成27年3月31日まで) 豊田維持出張所 TEL 0565-32-6110